



**【意識障害判定基準】**

**Glasgow Coma Scale (8点以下が該当)**

区分	状 態	スコア	チェック	区分	状 態	スコア	チェック
1 開眼	自発的に開眼する	4		3 運動 反応	命令に従う	6	
	呼びかけで開眼する	3			合目的な運動をする	5	
	痛み刺激を与えると開眼する	2			逃避反応としての運動	4	
	開眼しない	1			異常な屈曲反応	3	
2 言語 反応	見当識の保たれた会話	5			伸展反応	2	
	会話に混乱がある	4			全く動かない	1	
	混乱した単語のみ	3		合計 (正常) = 15			
	理解不能の音声のみ	2					
	なし	1					

**Japan Coma Scale (II-3 (または 30 以上) が該当)**

	チェック
3. 刺激しても覚醒しない	
300 全く動かない	
200 手足を少し動かしたり顔をしかめたりする (徐所脳硬直を含む)	
100 はらいのける動作をする	
2. 刺激すると覚醒する	
30 痛み刺激で辛うじて開眼する	
20 大きな声、または身体を揺さぶることにより開眼する	
10 呼びかけで容易に開眼する	
1. 覚醒している	
3 名前、生年月日が言えない	
2 見当識障害あり	
1 だいたい意識不明だが、今ひとつはっきりしない	
付例 R: 不穏 I: 糞尿失禁 A: 自発性喪失 30-R 3-I 3-Aなど	

**【ヤールの重症度分類】**

	状 態	チェック
Stage1	一側性障害で体の片側だけ振戦や強剛を示す。日常生活への影響は極めて軽微であり、ほとんど介助を必要としない	
Stage2	両側性の障害で、姿勢の変化がかなり明確となり、振戦、強剛、動作緩慢とも両側にあるため、多少の不自由はあるが、日常生活は従来通り可能であり、歩行障害はない。	
Stage3	明確な歩行障害が見られ、方向転換の不安定なども立ち直り反射障害がある。 日常生活の動作にもかなり障害が見られ、突進現象もはっきりと認められ、典型的な前屈姿勢、小刻み歩行が見られる。 日常生活は自立しているが、一部介助が必要となり、仕事は内容次第で可能である。	
Stage4	両方の手足に強い症状があり、日常生活の著明な低下となる。自力で歩くことも困難となり労働能力は失われる。	
Stage5	完全な廃疾状態となり、自力での日常生活動作は不能で、介助による車イスでの移動または寝たきりとなる。 日常生活では、全面的な介助が必要となる。	

**【認知症高齢者の日常生活自立度判定基準】**

ランク	判 定 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などこれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない。電話の応答や訪問者との対応など1人で留守番できない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い始める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは危篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状に起因する問題行動が継続する状態等